くらしの情報案内

町民課
☎47－2203
税の関係☎47－2193
役場1階 窓口1番

所得税などの申告はお早めに

平成28年分の所得税・贈与税の申告の相談および申告書の受け付けは、3月15日㈬、消費税および地方消費税（個人事業者）の確定申告の相談および申告書の受け付けは3月31日㈮までです。

「確定申告の手引き」などを参考に、自分で作成し、早めに提出（郵送も可）してください。

役場町民課で、所得税確定申告の夜間および閉庁日の特設窓口を開設します。

○**夜間窓口**
3月6日㈪～10日㈮
17時30分～20時30分

○**閉庁日窓口**
3月11日㈯・12日㈰
10時～14時

※夜間および閉庁日の特設窓口は北見税務署では開設していませんのでご注意ください。なお、特設窓口開設期間において、納税相談および町税や使用料などの収納窓口も開設していますので、併せてご利用ください。

○**問合せ** 町民課町民税係
北見税務署（☎23－7151）

道税の滞納処分強化月間

3月は、「滞納処分強化月間」です。自動車税・個人事業税・不動産取得税など、すべての道税の滞納整理を行いますので、まだ納税されていない方は、至急納めてください。

○**問合せ** 北見道税事務所
（☎25－8681）

町道民税の申告は3月15日まで

所得が少ないために、所得税の申告をしない方でも、町道民税の申告が必要です。

給与所得の方は、給与源泉徴収票や生命保険料、損害保険料、医療費などの領収書と印鑑、事業所得の方は、売り上げや必要経費などの分かる書類を用意し、3月15日㈬までに町民課町民税係へお越しください。

また、今回からマイナンバーと本人確認書類（運転免許証など）も必要ですので、忘れずにご持参ください。

給与所得者で年末調整をした方や所得税の確定申告をした方は、町道民税の申告は必要ありません。

○**問合せ** 町民課町民税係

夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に出向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など（町に関係するものに限ります）も納付することができます。

○**とき**
3月8日㈬・4月12日㈬
17時30分～20時30分

○**ところ** 町民課窓口

墓碑までの除雪を

町では、彼岸前に各墓地の主な通路を除雪しますが、お参りする墓碑までの除雪は、各自でお願いします。

所得税などの申告はお早めに

平成28年分の所得税・贈与税の申告の相談および申告書の受け付けは、3月15日㈬、消費税および地方消費税（個人事業者）の確定申告の相談および申告書の受け付けは3月31日㈮までです。

「確定申告の手引き」などを参考に、自分で作成し、早めに提出（郵送も可）してください。

役場町民課で、所得税確定申告の夜間および閉庁日の特設窓口を開設します。

○**夜間窓口**
3月6日㈪～10日㈮
17時30分～20時30分

○**閉庁日窓口**
3月11日㈯・12日㈰
10時～14時

※夜間および閉庁日の特設窓口は北見税務署では開設していませんのでご注意ください。なお、特設窓口開設期間において、納税相談および町税や使用料などの収納窓口も開設していますので、併せてご利用ください。

○**問合せ** 町民課町民税係
北見税務署（☎23－7151）

道税の滞納処分強化月間

3月は、「滞納処分強化月間」です。自動車税・個人事業税・不動産取得税など、すべての道税の滞納整理を行いますので、まだ納税されていない方は、至急納めてください。

○**問合せ** 北見道税事務所
（☎25－8681）

町道民税の申告は3月15日まで

所得が少ないために、所得税の申告をしない方でも、町道民税の申告が必要です。

給与所得の方は、給与源泉徴収票や生命保険料、損害保険料、医療費などの領収書と印鑑、事業所得の方は、売り上げや必要経費などの分かる書類を用意し、3月15日㈬までに町民課町民税係へお越しください。

また、今回からマイナンバーと本人確認書類（運転免許証など）も必要ですので、忘れずにご持参ください。

給与所得者で年末調整をした方や所得税の確定申告をした方は、町道民税の申告は必要ありません。

○**問合せ** 町民課町民税係

夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に出向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など（町に関係するものに限ります）も納付することができます。

○**とき**
3月8日㈬・4月12日㈬
17時30分～20時30分

○**ところ** 町民課窓口

墓碑までの除雪を

町では、彼岸前に各墓地の主な通路を除雪しますが、お参りする墓碑までの除雪は、各自でお願いします。

福祉保健課
☎47－5555
総合福祉センター窓口7番

有料道路障害者割引制度

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、手帳を料金所で提示するだけで有料道路の割引を受けることができますが、事前の登録が必要となります。旅客鉄道株式会社旅客運賃減額第1種の身体障害者手帳・判定Aの療育手帳をお持ちの方は、ご本人が運転もしくは車に同乗している場合に割引となります。

旅客鉄道株式会社旅客運賃減額第2種の身体障害者手帳をお持ちの方は、ご本人が運転する場合にのみ割引となります。

登録手続・更新申請は福祉保健課の窓口で受け付けしていますので、申請の際には「手帳・車検証・運転免許証」をご持参ください。

心身障害者扶養共済制度をご存じですか

障がいのある方を扶養している保護者が掛け金を納めることにより、保護者が亡くなられたとき、または重度障がい状態に該当されたと認められたときから、障がいのある方に終身にわたり一定額の年金をお支払いする制度です。

○**掛け金** 月額1口9，300円～23，300円（加入時の年齢で異なります）

○**給付内容** 1口加入で月額2万円（2口まで）

○**その他** 掛け金は所得税、地方税とも全額所得控除されます

○**問合せ** オホーツク総合振興局社会福祉課（☎0152－41－0687）または役場福祉保健課社会福祉係

国保の保険証を3月に郵送で一斉更新します

現在、お使いの国民健康保険（国保）の保険証の有効期限は、平成29年3月31日までとなっていますので、4月に新しい保険証に更新します。

新しい保険証は、世帯の皆さんの分をまとめ、世帯主あてに簡易書留郵便で3月中に郵送しますので、ご家族分を確認の上、大切に保管してください。

なお、今回送付する保険証については、平成30年度からの保険制度の改正に合わせ、有効期限が平成30年7月31日までとなっています。

また、修学のため家族と離れて町外に転出する場合は、在学証明書が必要ですので、医療給付係まで提出してください。ただし、過去に在学証明書を提出したことのある方の分は必要ありません。

○**問合せ** 福祉保健課医療給付係

水道の使用開始・中止の届け出を

上下水道課 ☎47－2118
役場1階 窓口5番

営農用などを目的に散水栓を設置されている方に、使用期間の実態に合わせた水道料金を負担していただいています。

使用開始および使用中止に当たっては、あらかじめ町に届け出が必要なため、直接、役場上下水道課で手続きを行うか、電話での手続きも受け付けていますので、必ず使用開始・中止の届け出を行ってください。

転出・転居および使用者変更の場合も、届け出が必要ですので、忘れずに行ってください。

○**問合せ** 上下水道課

スポーツセンター夏期間の利用希望を受け付けます

スポーツセンターで夏期間（5月～9月）に利用予定の町内団体の希望を受け付けます。

利用を希望する団体は、4月5日㈬までにご連絡ください。なお、希望する日時が重なった場合は、後日、利用団体代表者会議を開催し、日程調整をします。

■問合せ スポーツセンター（☎47-2195）

公民館利用は早めにご相談を

公民館で行事などを行う場合は、早めに公民館までご連絡ください。

公民館の利用申請の受け付けは、3か月前からです。（例＝4月中に申し込みができるのは、7月末日分まで）

■問合せ 公民館（☎47-2121）

選挙人名簿登録者の縦覧

平成29年3月1日現在で、新たに選挙人となる方を3月2日、選挙人名簿に登録します。

新規登録者の氏名などを記載した名簿は3月3日㈮から7日㈫までの5日間、総務課の窓口で自由に閲覧できます。

■問合せ 選挙管理委員会事務局
（☎47-2112 役場2階 総務課内）

人のうごき
（1月末日現在）
※カッコ内は前月比

▶人口
5,197人（- 4）
男：2,458人（- 3）
女：2,739人（- 1）

▶世帯数
2,087世帯（±0）

救急出動件数
10件

火災出動件数
0件
（1月末日現在）

広報 くんねっぷ 2017.3